令和８年度「大田区観光地域事業支援員」募集案内

▽ 大田区では、観光施策を円滑・効率的に進めるため、以下のとおり「大田区観光地域事業支援員」を募集します。

応募受付期間

令和８年 11 月 24 日（火）～令和８年 12 月 18 日（金） ※詳細は「３　選考方法等」に記載しています。

１　勤務条件等

職の位置づけ	地方公務員法第 22 条の２第１項に定める会計年度任用職員の職となります。
職務内容	・観光施策の推進に係る観光関連団体、企業等との連絡調整に関すること。 ・観光施策の推進に係る観光関連団体、企業等、国及び他自治体からの情報収集に関すること。 ・地域のにぎわい創出に係る事業の連絡調整に関すること。 ・観光振興に資する企画及び展示運営（観光プロモーションに資する動画等の制作を含む）に関すること。 ・その他上記に掲げる職務に準ずると産業経済部産業経済課長が認めた事項に関すること。
任用期間	令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日 ※当職に在職するものを対象とした次の年度（任用期間）の職の採用選考に、４回を限度に申し込むことができますが再度の任用を保証するものではありません。なお、上記の限度回数には、現職における再度の任用回数を引き継ぎます（再度の任用回数が４回の場合は上限に達しているものとします)。
勤務場所	産業経済部産業経済課（大田区産業プラザ Pi0） ※敷地内は原則禁煙（喫煙室あり）です。 ※勤務場所の変更はありません。
募集人員	１名
報酬額	月額 249,408 円 ※令和９年３月 31 日時点で当該職としての任用期間が引き続き１年以上ある方は、253,728 円
諸手当（相当額）	期末手当、勤勉手当、通勤手当相当額、超過勤務手当相当額 期末手当は、任用期間（６か月以上）に応じて支給されます。
勤務時間等	・１日７時間 45 分、週４日 ・原則、午前８時 30 分から午後５時 15 分まで（休憩時間 60 分） ※職務内容に応じ、上記の勤務時間とは異なる時間となる場合もあります。 ・公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には超過勤務もあります。
休日	・原則、土曜日・日曜日に加えて月曜日から金曜日までの間で固定された曜日が週休日となります（週４日）。 ・上記の週休日に加え、以下が休日となります。 （１） 国民の祝日に関する法律に規定する休日

	（２） 年末年始の休日（12 月 29 日から１月３日までの間。ただし（１）を除く） （３） 国の行事が行われる日で規則で定める日 ※職務内容に応じ、上記の週休日及び休日とは異なる場合もあります。
休暇	年次有給休暇や夏季休暇、慶弔休暇等の特別休暇が付与されます。 ※ 各休暇等の付与については、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第 41 号）及び職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成４年規則第 38 号）によります。
社会保険	東京都職員共済組合（短期給付（健康保険））、厚生年金保険及び雇用保険に加入となります。
公務災害	区の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。
服務	・地方公務員法の分限・懲戒及び服務に関する規定の適用となります。 ・営利企業への従事等の制限の対象からは除外されており、兼業することができます。
有することが望ましい技能	・動画の編集ができること ※作業には Adobe 社製デザインソフトを使用します。また区で所有する windows パソコンを使用することになります。 ・カメラ等動画撮影機材の扱いに慣れていること ※作業には区で所有するカメラ等を使用します。

注）記載されている報酬額等については、令和９年度の予算編成に関する議決を経て確定するものであること、また、特別区人事委員会勧告等の状況により報酬額を含む勤務条件等に変更が生じる可能性があることにご留意ください。

２　受験資格

商店、銭湯、観光又はものづくり関連事業の就労経験を有する者のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ただし、地方公務員法第 16 条の各号のいずれにも該当しない方に限る。

（１） 大田区内の観光資源を活かした企画及び運営の経験を有する方

（２） 観光施策の推進に係る観光関連団体、国及び他自治体の取組みに精通している方

【参考】　地方公務員法第 16 条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はそれに加入した者

（注）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神

耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

3　選考方法等

（1） 応募方法

採用選考申込書を封入した封筒に、「大田区観光地域事業支援員　採用選考申込み」と朱書きのうえ、以下申込先に「簡易書留」にて郵送またはご持参ください。応募書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

※簡易書留によらないものの事故についての責任は負いません。

【提出書類】

・採用選考申込書

・作文（指定様式）テーマ「大田区の観光振興として取り組みたいこと」(800 字以内)

（2） 応募書類提出締切

令和８年 12 月 18 日（金）必着

※持参の場合の受付時間は、平日午前９時から午後５時の間です。

（3） 申込み先及び問い合わせ先

〒144-0035

大田区南蒲田一丁目 20 番 20 号　大田区産業プラザ Pi0４階

産業経済部産業経済課（観光・プロモーション）

TEL　5744-1322　　FAX　6424-8233

（4） 選考方法

書類選考等 （第一次審査）	・採用選考申込書 ・作文
面接（第二次審査）	・書類選考等、合格者に対し、面接を行います。 ※日時については合格者に対し、別途通知します。

（5） 選考結果通知

書類選考等	合否結果については全員に郵送で通知いたします。 また、第二次審査に進む方には、面接日時を併せてお知らせいたします。
面接	合否結果については全員に郵送で通知いたします。

（6）作文・面接の評定要素及び主な着眼点

（作文）

要素	主な着眼点
問題意識	職務に当たる視点で状況認識ができているか。問題意識に幅広さや深さが感じられるか。
論理性	記述内容に説得力があるか。論理に幅広さや深さが感じられるか。
独自性・表現力	自分の言葉で記述しているか。作文の表現が豊かか。

（面接）

要素	主な着眼点
知識及び技能	職務上必要な専門知識及び技能の保有度はどうか。
積極性	意欲を持って職務に当たることができるかどうか。
勤勉性	真面目にかつ熱心に職務に当たることができるかどうか。

4　個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例による適正管理を行っています。大田区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を採用選考及び採用事務にのみ使用し、厳重に管理するとともに、特別区人事委員会等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には適切な方法で廃棄しています。

5　その他

（1）合格発表後、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。

（2）採用はすべて条件付のものとし、採用後1か月間（採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

（3）大田区では、求職者等へのセクシャルハラスメント防止に関するルールを定めています。求職活動等の過程で不安や被害を感じた場合の相談窓口を設け、相談者等のプライバシーを保護するための措置を講じています。詳細は以下リンク先（当区HP）をご覧ください。

〈https://www.city.ota.tokyo.jp/s_boshu/saiyouannai2021.html〉